

令和3年6月 日

（名称）八戸市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
八戸市地域内フィーダー系統確保維持計画
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p> <p>○南郷地域は、合併以前の旧南郷村の地域であり、南郷地域から旧八戸市内に移動するバス路線が3路線（市ノ沢線（地域間幹線系統）、荒谷線、大野線）、地域内を運行するコミュニティバス6路線、コミュニティタクシー2路線（コミュニティタクシーは、市ノ沢線、荒谷線に接続している）ある。</p> <p>○荒谷線は、南郷地域の島守地区と是川地域から市の中心部への移動手段として利用されているが、南郷地域の利用者は少なく、人口が集積している是川地域から八戸市中心部間の利用が大半を占めている。</p> <p>○荒谷線は、長大ルートに対して利用者が少ないため欠損額が大きく、八戸市の財政支援を得ながら運行を維持してきたが、利用者が減少傾向であること、バス事業者の運転手不足等の事情があることから廃止の検討に至った。</p> <p>○南郷地域には、地域間幹線系統である市ノ沢線も運行しており、南郷地域から八戸市中心部へは地域内のコミュニティバス・タクシーを活用すれば、移動手段は確保されていることから、市ノ沢線の活用を含めた一体的な再編・見直しを行った。</p> <p>○通勤通学を考えると、南郷コミュニティタクシーはコミュニティバスが運行していない時間帯（朝・夕）において、路線バス（市ノ沢線）に接続して、市ノ沢・島守地区のそれぞれの地域から八戸市街地へ移動するための手段として必要である。</p> <p>○このため、地域公共交通確保維持事業により、南郷コミュニティタクシーの路線を確保・維持することで、特に、通勤・通学に関する住民の生活交通手段を存続させて行くことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p> <p>（1）事業の目標</p> <p>○令和4年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>○令和5年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>○令和6年度 ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上</p> <p>（2）事業の効果</p> <p>南郷コミュニティタクシーを改善することにより、南郷地域の荒谷方面から八戸市内までの移動手段が確保され、通勤や通学が可能な公共交通環境の整備を図ることができる。 また、荒谷線の廃止後においても、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <p>○高校生向けの通学カタログを作成し、南郷地域の公民館やスーパー等への掲出の他、荒谷方面の各戸へ配布を行うとともに、荒谷方面の中学校で説明会を行う。（八戸市）</p> <p>○南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、市WEBサイトや市広報紙で周知を行う。（八戸市）</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
八戸市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
有限会社日の出タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○平成 30 年 6 月 18 日（八戸圏域地域公共交通再編実施計画策定（2 次再編）に係る第 3 回路線バス事業者検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県北自動車(株)南部支社より補助をもっともらえなければ、荒谷線廃止の要望説明。 <p>○令和元年 7 月 23 日（第 1 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認 <p>○令和 2 年 3 月 16 日（第 2 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認 <p>○令和 2 年 4 月 23 日（第 3 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による市内路線への影響確認 <p>○令和 2 年 6 月 24 日（第 4 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認 <p>○令和 2 年 7 月 6 日（第 5 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認（コミュニティバス実証運行） <p>○令和 2 年 8 月 5 日（第 6 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシーの再編検討 <p>○令和 2 年 10 月 13 日（第 7 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒谷線廃止に伴う影響の再確認及びコミバス実証運行の結果確認 <p>○令和 2 年 12 月 21 日（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次再編実施計画の報告（南郷地区再編含む） <p>○令和 3 年 1 月 25 日（第 8 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシー実証運行について協議 <p>○令和 3 年 2 月 17 日（第 4 回八戸市地域公共交通会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシー運行回数の変更協議 <p>○令和 3 年 5 月 18 日（住民懇談会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島守地区自治会長と新たなコミュニティ交通切り替え後の状況を協議 <p>○令和 3 年 6 月 〇日（第 2 回八戸市地域公共交通会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の書面協議・承認
21. 利用者等の意見の反映状況

荒谷線廃止に係る路線バスの乗降調査（令和元年10月及び令和2年6月）を実施した際、旧南郷村及び旧八戸市内の利用者に可能な限りヒアリングを実施し、廃止による影響を確認した。

それにより、旧南郷村からの利用者は、南郷コミュニティタクシーで代替でき、旧八戸市内の利用者は、その他のバスダイヤの調整で対応が可能という事が明らかになったため、ダイヤ調整を実施する。

また、南郷コミュニティバス及びタクシーの実証運行を実施した際に、通学利用者のことを考えると、帰りの便を1便増やして欲しいとの意見があったことから対応する計画とした。

変更後も自治会長との懇談会や地域住民向けの乗り方教室等を通して意見徴収に努めている。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	八戸市都市整備部都市政策課、八戸市総合政策部南郷事務所
交通事業者・交通施設管理者等	岩手県北自動車株式会社 南部支社、十和田観光電鉄株式会社、八戸市交通部、公益社団法人 青森県バス協会、八戸市タクシー協会、国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所、青森県 三八地域県民局 地域整備部 道路施設課、八戸市 建設部 道路維持課、青森県 八戸警察署、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社
地方運輸局	青森運輸支局
その他協議会が必要と認める者	八戸市老人クラブ連合会、八戸市社会福祉協議会、青森県交通運輸産業労働組合協議会、利用者代表、八戸工業大学教授、青森県(オブザーバー)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市内丸一丁目1-1

(所 属) 八戸市 都市整備部 都市政策課

(氏 名) 相模 将喜

(電 話) 0178-43-9124

(e-mail) toshisei@city.hachinohe.lg.jp